

佐賀県告示第四百十四号

佐賀県団体営農地防災事業補助金交付要綱（昭和五十四年佐賀県告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第二条第五号を削る。

別表第一の3の項中「及び事務雑費」を削り、同表の5の項を削る。

別表第二中

「(2) 地区ごとに次に掲げる変更

ア 経費の配分の変更

(ア) 工事費と事務費との相互間における経費の額の流用

(イ) 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用 を

イ 事業内容の変更

(ア) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

「(2) 地区ごとの事業内容の変更

ア 工種別の事業量の30パーセントを超える増減 に改める。

イ 工種の新設、変更又は廃止 」

様式第一号の別紙第一中「市町村費」を「市町費」に改め、同様式の別紙第一の記載要領の2中「、工事雑費、事業主体事務費等」を削り、同様式の別紙第二を次のように改める。

別紙第2

農業用施設災害関連事業及び災害関連農村生活環境施設復旧事業についての様式

年度災害復旧事業補助計画書（又は成績書）

区分					年 災																			
地 区 番 号 及 び 号	所 在 地	事 業 主 体	費 目	工 種	総 事 業				前年度まで			本 年 度						翌年度以降			工事施行の状況		摘 要	
					事 業 量	事 業 費	国 庫 補 助 金	補 助 率	事 業 量	事 業 費	国 庫 補 助 金	事 業 量	事 業 費	国 庫 補 助 金	国庫補助金以外の財源				事 業 量	事 業 費	国 庫 補 助 金	請 負 又 の は 別		直 営 の 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで
															県 費	市 町 費	そ の 他 費	計						
			工事費			円	円	%		円	円			円	円	円	円	円		円	円			
			工事費																					
			工事費																					

注 1 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。

2 前年度の高率差額金がある場合には、本年度の国庫補助金の欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。

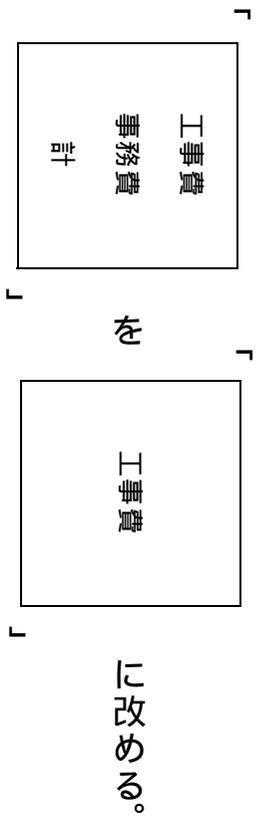
3 高率差額金の算式は、次によること。

$$(\text{前年度事業費} \times \text{当該市町の補助率}) - \text{前年度受領補助金} = \text{前年度分の高率差額金}$$

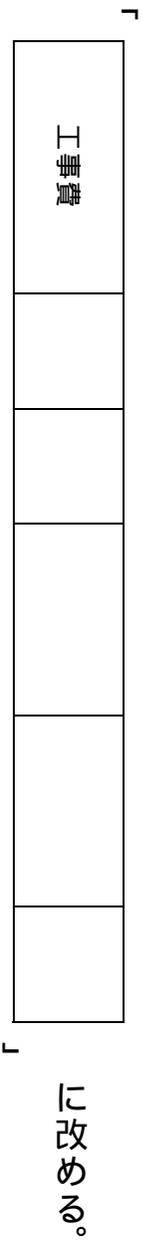
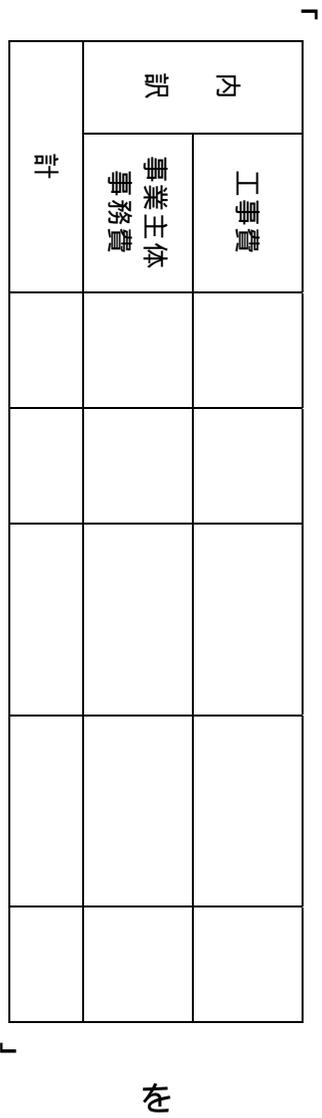
4 事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第一号の別紙第三中「市町村費」を「市町費」に改め、同様式の別紙第三の3の(注)の1中、「工事雑費、事務雑費を記入し小計を」を「を記入」に改める。

様式第三号の別紙第五中「市町村費」を「市町費」に



様式第六号の請求額計算書中



附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県団体営農地防災事業補助金交付要綱の規定は、平成二十二年度分の補助金から適用する。